

## 議案第 84 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 45 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 210」を「100 分の 220」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 215」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条第 2 項の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例第 7 条第 2 項の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第 7 条第 2 項の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 4 年 11 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。